

指定都市を応援する国会議員の会 役員懇談会

〔平成 26 年 5 月 9 日〕

配付資料

指定都市市長会

(1) 実情にあった権限移譲や制度改正の提言

① 事務・権限に見合わない不十分な税制（受益と負担のねじれ）の解消

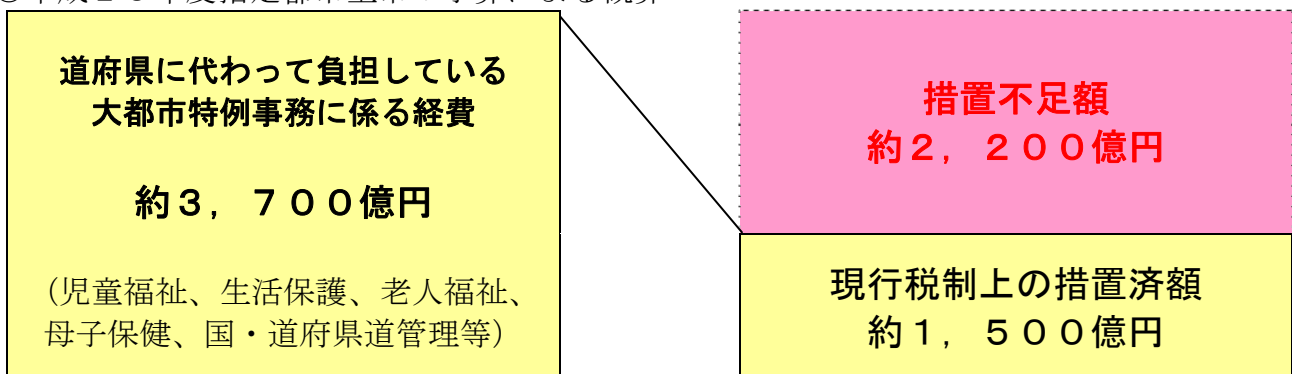
指定都市が、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図っていただきたい。

参考

※平成 26 年度国の施策及び予算に関する提案（抜粋）

- ・法令により道府県に代わって多くの仕事（大都市特例事務）をしているが、不十分な税財政制度のため、事務・権限に見合う財源が確保されていない。

○平成 25 年度指定都市全市の予算による概算



②指定都市の意見を踏まえた制度の改正

今後、指定都市の根幹に関わるような制度の改正に際しては、地方の実態を反映したものとなるよう、指定都市の意見を十分に踏まえつつ、検討を進めていただきたい。

参考

※第30次地方制度調査会答申について（平成25年6月17日）

【会長談話（抜粋）】

住民自治を強化するための具体的な方策や、特別市（仮称）についてさらに検討すべきとされた課題については、指定都市の意見を十分に踏まえつつ、指定都市との協議の場を設け、検討を進めていただくよう強く要望する。

※地方自治法の一部を改正する法律案（平成26年3月18日国会提出）

【改正の概要（抜粋）】

- (1) 区の役割の拡充
 - 区の事務所が分掌する事務を条例で定める
 - 区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができる
- (2) 指定都市都道府県調整会議の設置

(2) 多様な大都市制度の早期実現への提言

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に続き、従来から制度創設を提案している特別自治市など、多様な大都市制度の早期実現を図っていただきたい。

参考

※平成 26 年度国の施策及び予算に関する提案（抜粋）

- ・ 現行の指定都市制度では、道府県の事務権限の一部について特例が措置されているに過ぎず、大都市の潜在能力を十分に発揮することができない。

